

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月6日

【発行者名】 B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
エルジン・アベニュー190、インタートラスト・
コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド気付
(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited,
190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴
同 玄 場 光 浩

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
メロン・オフショア・ファンズ -
エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド
(Mellon Offshore Funds -
Emerging Currency Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
5,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

為替ヘッジ取引に関して取引の相手方に変更が生じる等の理由に加え、2014年8月29日に提出した有価証券届出書（2014年11月28日に有価証券届出書の訂正届出書を提出済です。以下併せて「原届出書」といいます。）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

（注）下線の部分は、訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
（前略）		
株式会社三井住友銀行	販売会社	2012年7月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（後略）

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
（前略）		
株式会社三井住友銀行	販売会社	2012年7月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改訂済）（注6）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（後略）

2 投資方針

(1) 投資方針

為替取引

<訂正前>

（前略）

管理会社および/または投資運用会社は、一または複数の異なる方法を用いて上記の円と米ドルとの為替ヘッジ取引を運営することができる。管理会社は、為替ヘッジ取引を（i）為替取引の一部を自社および/またはその委託先で運営すること、（ ）残りの部分の為替取引について事前に取り決められ

た為替取引に関するパラメータに基づき管理および監視する他の者（以下「為替管理会社」という。）を選任することによって分割して運営することができる。2014年11月28日現在においては、一定の為替取引管理契約に基づき、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが為替管理会社に選任されている。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、かかる契約に基づき為替取引について裁量権を有するものではない。選任された為替ベンチマークレート提供会社（以下「為替ベンチマーク提供会社」という。）が価格を表示する通貨については、管理会社は、ザ・WM・カンパニー（「為替ベンチマーク提供会社」）が事前に管理会社が為替管理会社と合意した一定の時間にロイター上に公表するスポットレート、あるいは管理会社および為替管理会社が合意したその他の為替ベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマークレートを、スポット決済されない為替取引については値付けされたフォワード価格、および事前に合意した為替管理スプレッドにより調整されて値付けられるものと考えている。その参照レートが公表されない場合、所定の公表時間が過ぎた場合、あるいは為替ベンチマーク提供会社によってその為替ベンチマークレートが提供されない場合、為替ヘッジの取引相手が提供するスポットレートに基づく代替的なスポットのビッドとアスクレートが使用される。

なお、外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもありうる。2014年11月28日現在、管理会社および/または投資運用会社が運営する円と米ドルとの間の為替ヘッジ取引に関しては、取引の相手方にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含みうるが、これに限るものではない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社および/または投資運用会社は、一または複数の異なる方法を用いて上記の円と米ドルとの為替ヘッジ取引を運営することができる。管理会社は、為替ヘッジ取引を（i）為替取引の一部を自社および/またはその委託先で運営すること、（ ）残りの部分の為替取引について事前に取り決められた為替取引に関するパラメータに基づき管理および監視する他の者（以下「為替管理会社」という。）を選任することによって分割して運営することができる。一定の為替取引管理契約に基づき、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが為替管理会社に選任されている。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、かかる契約に基づき為替取引について裁量権を有するものではない。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月17日まで、引き続き当事者として行為する。この間、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが相手方となる為替取引に関して、選任された為替ベンチマークレート提供会社（以下「為替ベンチマーク提供会社」という。）が価格を表示する通貨については、管理会社は、ザ・WM・カンパニー（「為替ベンチマーク提供会社」）が事前に管理会社が為替管理会社と合意した一定の時間にロイター上に公表するスポットレート、あるいは管理会社および為替管理会社が合意したその他の為替ベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマークレートを、スポット決済されない為替取引については値付けされたフォワード価格、および事前に合意した為替管理スプレッドにより調整されて値付けられるものと考えている。その参照レートが公表されない場合、所定の公表時間が過ぎた場合、あるいは為替ベンチマーク提供会社によってその為替ベンチマークレートが提供されない場合、為替ヘッジの取引相手が提供するスポットレートに基づく代替的なスポットのビッドとアスクレートが使用される。

2015年7月10日以後、為替管理会社は、慣行に従った報酬を請求し、かかる金額はファンドの資産から支払われる。

なお、外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもありうる。

（後略）

（3）運用体制

副投資運用会社

< 訂正前 >

(前略)

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイイールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2014年9月末現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。2014年9月末現在で1,639億米ドル（約18兆円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2014年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.45円）による。

< 訂正後 >

(前略)

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイイールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2014年9月末現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。2014年9月末現在で1,639億米ドル（約18兆円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2014年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.45円）による。

<ボルカー・ルール>

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、2010年7月に米国議会により制定された。DFAが定める規定を履行するため、金融規制機関は規則を発議し、採択する必要がある。規則の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「BNYメロン」ということがある。）およびファンドのような金融組織に対し、多数の制約を課している。

2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択した。BNYメロンは、当該ルールを、規制に応じて、一般的に2017年7月21日よりも前に履行しなければならない。ただし、2013年12月31日以降に設定された対象ファンド（カバード・ファンド）への投資またはそれとの関係については2015年7月21日までに遵守する必要がある。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係する規定につき要約するものである。

ファンド、ファンドの管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社は、ボルカー・ルールの適用対象である。

ボルカー・ルールにより、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じる。また、ボルカー・ルールは、BNYメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびBNY支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制している。

BNYメロン支配事業体のファンド投資への規制

BNYメロン支配事業体は、2017年7月21日までに当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができる（以下「3%ファンド制限」という。）。さらに、BNYメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、BNYメロンのTier1資本の3%を超えることはできない（以下「3%総額制限」という。）。現在、BNYメロン支配事業体は3%ファンド制限に適合しており、BNYメロン支配事業体が3%総額制限によりファンドの保有持分の売却を要求されることはない想定されている。

BNYメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ファンドの持分を取得した時点で直接ファンドに対し投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、2015年7月21日以降、BNYメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととする。したがって、適格でない取締役または従業員による投資はその日までに売却されなければならない。ただし、2013年12月31日以前に行われた投資についての売却期限は2017年7月になる。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、BNYメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社を含む。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されている。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合がある。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定である。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとBNYメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引(カバード取引)」を禁止している。これにより、ファンドとBNYメロン支配事業体との間の既存のサービス提供の取決め(ファンドとザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の為替ヘッジの取決めを含む。)の変更が必要とされる可能性がある。

保証を行わないことおよびその他の開示

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社を含むいかなるBNYメロン支配事業体も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド(カバード・ファンド)の債務または運用成果について、保証、引受け、またはその他の約束をすることができない。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、BNYメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていない。

いかなるファンドの損失も、BNYメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負う。したがって、BNYメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定される。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要がある。

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

為替先渡契約および為替取引

（前略）

複数の外国為替ヘッジ取引の相手方が存在することがありうる。2014年11月28日現在、管理会社および/または投資運用会社が運営する円と米ドルの為替ヘッジ取引に関しては、取引の相手方にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含みうるが、これに限るものではない。

（中略）

分配

ファンドの分配金の支払いは完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各（またはいずれかの）分配期間について分配が行われることの保証はなされていない。

<訂正後>

為替先渡契約および為替取引

（前略）

複数の外国為替ヘッジ取引の相手方が存在することがありうる。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月17日まで、引き続き当事者として行為する。

（中略）

分配

ファンドの分配金の支払いは完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各（またはいずれかの）分配期間について分配が行われることの保証はなされていない。

F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

別紙 A

定義

<訂正前>

(前略)

「代行協会員」 S M B C日興証券株式会社をいう。

「適格投資家」 以下の()から()に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。

()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、()ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体(慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。)、()適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに()上記()から()に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。

「投資運用会社」 B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
(後略)

<訂正後>

(前略)

「代行協会員」 S M B C日興証券株式会社をいう。

「適格投資家」 以下の()から()に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。

()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、()ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体(慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。)、()適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに()上記()から()に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。

「投資運用会社」 B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
(後略)